

「飲食・宿泊・サービス業等支援金（第Ⅲ期）」申請受付開始！

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、令和3年10月、11月又は12月の売上が減少した飲食業や宿泊業、サービス業等を営む事業者に対し、従業員規模に応じて支援金を給付します。

令和4年1月6日（木）より申請の受付を開始しますので、お知らせします。

■ 申請期間 令和4年1月6日（木）～ 令和4年2月16日（水）

■ 申請方法 以下のうち、どちらの方法でも申請可能

WEB 《 申請受付：令和4年2月16日（水）23：59分まで 》

パソコンやスマートフォン等による**WEBサイトからの申請**

郵送 《 申請受付：令和4年2月16日（水）消印有効 》

簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で**事務局へ郵送による申請**

- 申請要領・申請書は、お近くの市町村役場、商工会、商工会議所、振興局など（別添資料：配布一覧参照）で配布しています。

- 県ホームページからの申請要領・申請書(様式)のダウンロードは下記アドレスまで

➤ <https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/060100/d00209091.html>

※県ホームページの開設は令和4年1月6日（木）午前9：30から



■ 問合せ 『飲食・宿泊・サービス業等支援金（第Ⅲ期）事務局』

電話番号：0120-730-500

※受付期間は令和4年1月6日（木）以降：平日9：00～17：00

■ 概要

＜＜対象者＞＞ 次のいずれの要件も満たす事業者

- (1) 県内の中小企業基本法に規定する**中小企業者（個人事業主及びみなし大企業を含む。）**
- (2) **対象業種は「飲食業・宿泊業・サービス業、製造業（地場産業）など」**
- (3) **令和3年10月、11月又は12月のいずれか1か月の対象店舗等の売上高合計が前年同月又は前々年同月に比して30パーセント以上減少しており、かつ、売上高の比較に使用した年の10月から12月までの3か月の対象店舗等の売上高合計が15万円以上の事業者**

＜＜支援金額＞＞ 対象店舗等で常時使用する従業員数に応じて次の額を給付

→第Ⅲ期より、従業員数が多い事業者への**支援金額を増額（赤字部分が変更箇所）**

従業員数	支援金額
0人～5人	15万円
6人～20人	30万円
21人～50人	45万円
51人～100人	60万円
101人～300人	80万円
301人～	100万円

※ その他詳細や申請に必要な書類などは
本支援金申請要領をご参照ください。

問い合わせ

商工観光労働総務課：庄司・濱田（2724）
 商工振興課：石橋・長谷川（2745）
 企業振興課：中嶋・阪口（2758）
 観光振興課：竹本・藏光（2777）